(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六番五から同市伏野字石山ノ鼻二二五六番二まで	前	一三・二〇～二四・五〇メートル
	後	一四・二〇～二六・五〇メートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六番五から同市伏野字石山ノ鼻二二五六番二まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇部市大字東須恵字中梅田二五八五番一から同市大字東須恵字中梅田二五八二番一まで	前	二六・〇〇～四五・〇〇メートル
	後	二八・〇〇～四六・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十号	宇部市大字東須恵字中梅田二五八五番一から同市大字東須恵字中梅田二五八二番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十四日

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村一七七番三から同村大字影石字岩原谷一一五一番一まで	前	三二・五〇～一五三・三〇メートル
	後	二七・五〇～一五三・三〇メートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所並びに同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百七十三号	岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村一七七番三から同村大字影石字裏滝一一四八番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所並びに同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十三日

○中国地方整備局告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所並びに同局岡山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十三号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村一八一番から同村大字影石字岩原谷一一五一番四まで	一一・七五～一一五・五四メートル

(四) 指定する期日　平成二十五年三月二十三日

○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 路線名　中国横断自動車道姫路鳥取線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
美作市今岡字金山七二五番一から同市江ノ原字曲り五六六番四まで	前	二〇・三〇～一七七・五〇メートル
	後	一〇・五～一八五・〇〇メートル
岡山県英田郡西粟倉村大字長尾字鳥ノ奥五九番から同村大字影石字安村一七七番三まで	前	四・四八一キロメートル
	後	四・四八一キロメートル

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所並びに同局岡山国道事務所

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
	前	二〇・三〇～一七七・五〇メートル
	後	一〇・五～一八五・〇〇メートル
	前	二〇・三〇～一〇六・〇〇メートル
	後	一〇・五～一〇九・〇〇メートル